平成１８年（フ）第７９０７号
東京都中央区東日本橋１丁目11番15号
破産者　株式会社ゆうはな
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９０９号
京都市下京区東洞院通高辻下る燈籠町570番地
破産者　株式会社ゆめむろまち
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９１１号
京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町655番地
破産者　株式会社美来衣
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９１２号
京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町655番地
破産者　株式会社はなこまち
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第７９１３号
神戸市中央区磯上通６丁目１番９号
破産者　株式会社和音
1　期日　平成25年６月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２２号
大阪府東大阪市新喜多１丁目１番34号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東成区大今里南１丁目19番10号
破産者　石本紙工株式会社
1　期日　平成25年７月12日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６１号
福岡県大牟田市大字草木176番地２　グランデヴィラ銀水401号
破産者　坂口　恭子
異議申述期間　平成25年７月29日まで
平成25年６月４日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５３４６号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目15―６―411
破産者　茂木　　啓
免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３０８号
福岡県太宰府市坂本３丁目24番24―107号
破産者　髙巣　健二
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０９号
福岡県太宰府市坂本３丁目24番24―107号
破産者　髙巣美津子
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１５３４６号
東京都調布市西つつじケ丘１丁目15―６―411
破産者　茂木　　啓
審尋期日　平成25年７月23日午前10時
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４５号
東京都港区南麻布３丁目19番23号
清算株式会社　エヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社
代表清算人　平田　陽一
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０３１号
東京都中央区日本橋中州４番15号
清算株式会社　株式会社サンシ・アルファ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０９０号
東京都港区麻布台１丁目11番９号
清算株式会社　株式会社ヒューマラボ
代表清算人　三村　藤明
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　弁済の方法

本協定における弁済は、清算人事務所（東京都港区虎ノ門四丁目３番13号神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人事務所が移転した場合、移転後の清算人事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者（第２の１において定義する。）から書面により特定の金融機関の口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛振り込む方法により行う。この場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。また、清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により弁済することもできる。

２　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

第２　協定債権

１　定義

本協定における協定債権とは、会社法第515条第３項括弧書において定義される債権をいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。

２　元本の弁済

⑴　弁済

①　協定債権に対する弁済は、別紙記載の「協定債権配当基準額」（以下単に「協定債権配当基準額」という。）を基準として行う。

②　清算株式会社は、協定債権につき、協定債権配当基準額のうち10万円以下の部分については100％、10万円を超える部分については0.525％を本協定の認可決定確定日から１か月以内に一括して支払う（「第１回弁済」という。）。

⑵　係争債権確定時の弁済

係争債権確定時の弁済については、第４に定める。

⑶　追加弁済

前記第２の２⑴による弁済の後、新たに残余財産が発見され、又は未換価資産の換価が可能になった場合は、清算株式会社はこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権配当基準額を基準として按分して弁済する。

第３　債務免除等

１　債権元本

清算株式会社は、第４の１又は３の係争債権に係る弁済時に、協定債権の元本額から既弁済額（第４の１又は３の係争債権に係る弁済を含む）を控除した残額すべてについて、債務全額の免除を受ける。

清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。